

BBLセミナー プレゼンテーション資料

2015年10月8日

「マイナンバー制度の今後の展開と課題」

森信 茂樹

マイナンバー制度の今後の展開 と課題

(15年10月8日 RIETI講演)

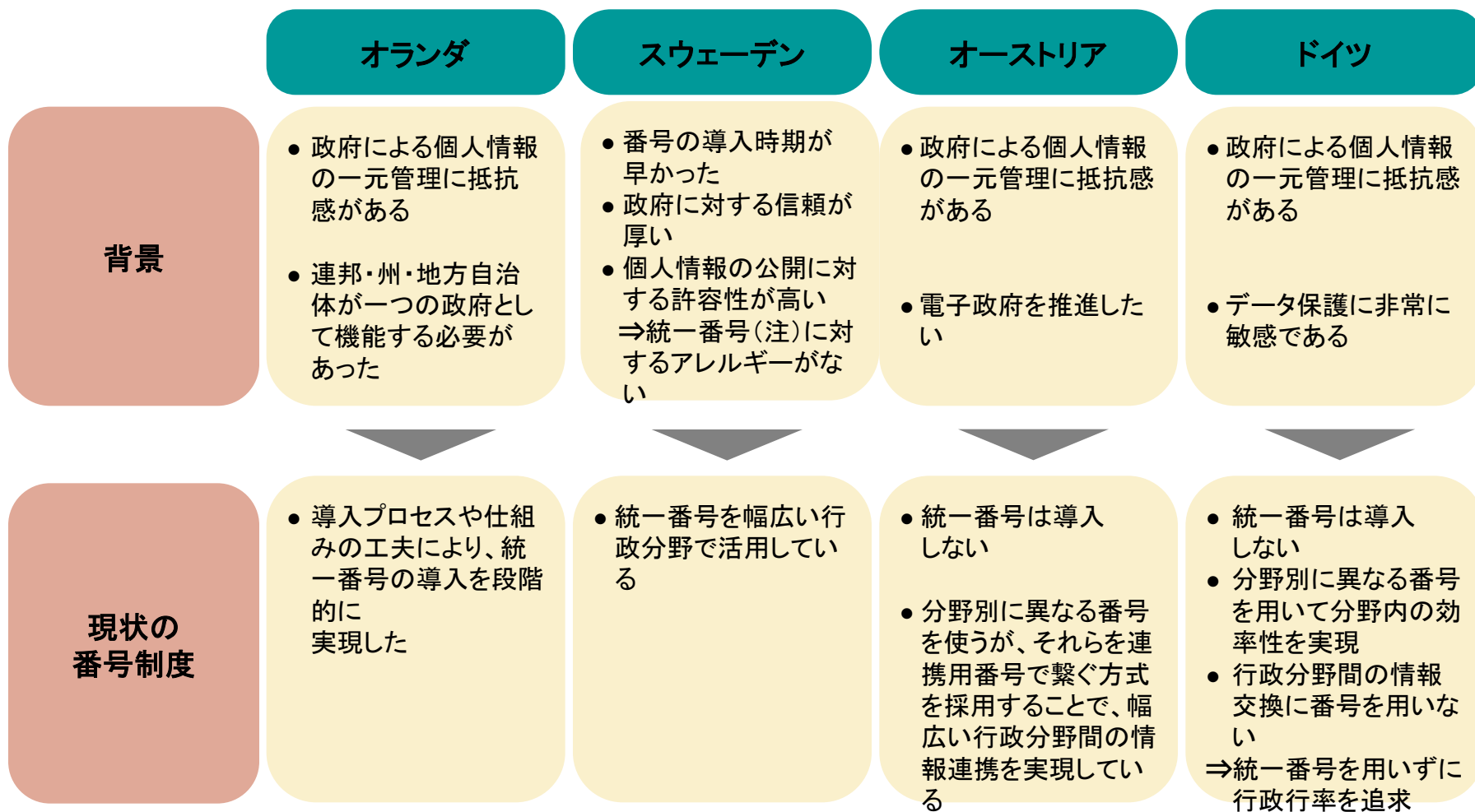
中央大学法科大学院教授

東京財団上席研究員

森信茂樹

調査対象国の番号制度の背景と現状

各国とも、国民感情を考慮した上で、国の実情に合った制度設計や運用を行っている。



(注)統一番号:あらゆる行政分野に共通して使われる番号のこと

(出典)2010年9月に金融税制・番号制度研究会にて実施した海外調査(以下、ヒアリング)に基づき作成

個人番号カードの様式、申請・交付(案)

様式

表面(案)



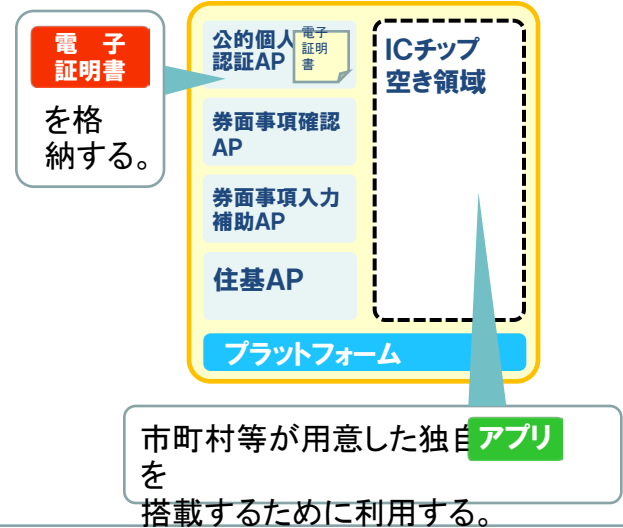
- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面(案)



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関
や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

ICチップ内のAP構成



申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

全国民に世帯ごとに簡易書留でマイナンバーを通知するとともに、「個人番号カード交付申請書」を同封。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

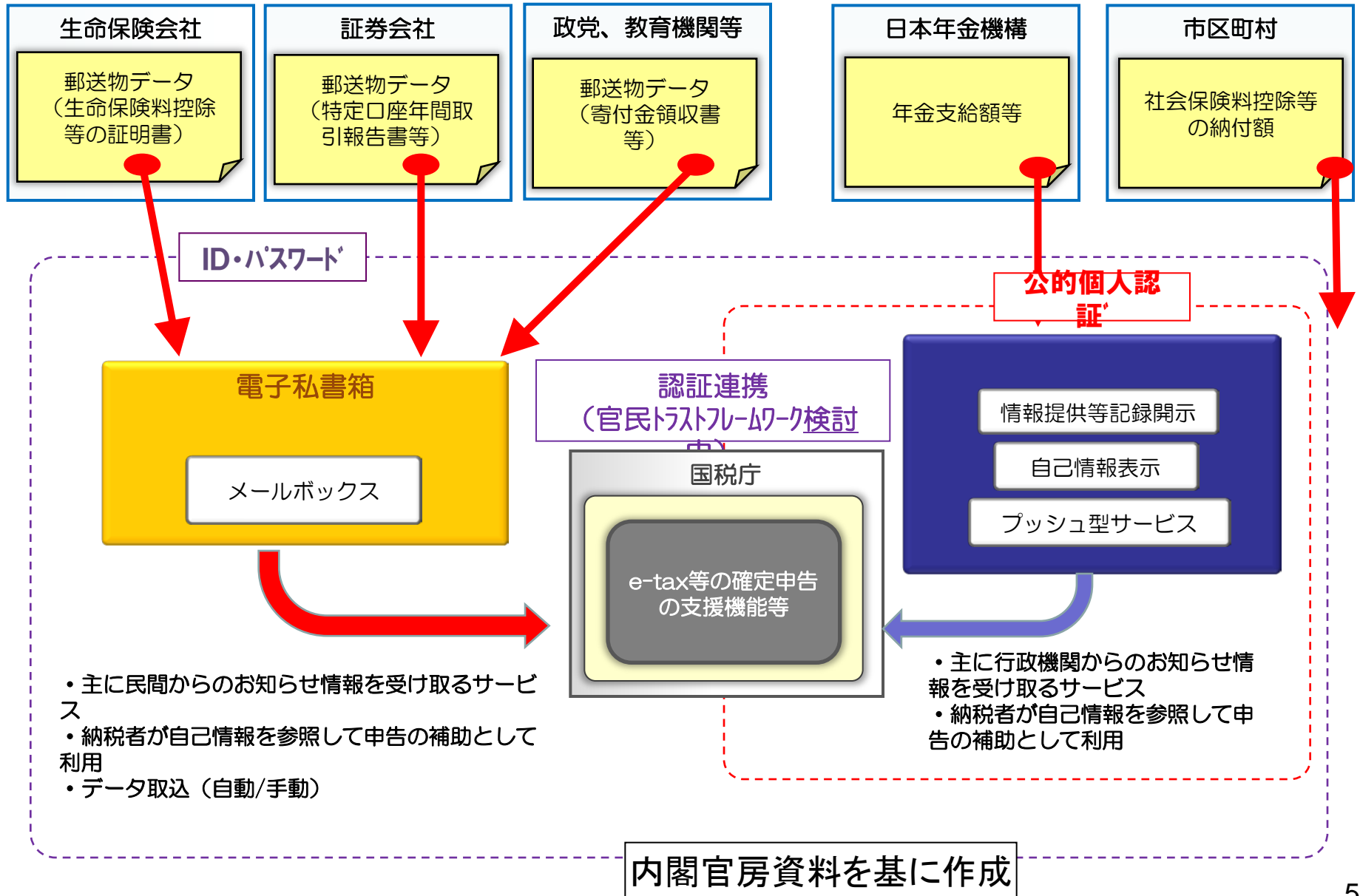
- ◇ 通常交付手数料は無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

マイナンバー等分科会中間とりまとめ(平成26年5月20日)概要

<p>個人番号カード</p> <p>誰もが取得できる 実社会・オンラインの 本人確認手段</p>	<ul style="list-style-type: none">暮らしに係る公的サービスに係るカード類(健康保険証、印鑑登録カード等)や、証明書類(国家資格等の資格の証明書、国家公務員身分証明書等)等の、個人番号カードへの一元化／一体化コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知オンライン本人確認手段である公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大 等
<p>マイポータル/マイガバメント</p> <p>暮らしに係る利便性の高い 官民オンラインサービスの 提供</p>	<ul style="list-style-type: none">利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧利用者の利益になる情報を提供するプッシュ型サービス引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービスサービスに必要な情報をデータで入手・利用できる仕組みシームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る官民連携基盤
<p>個人番号/法人番号</p> <p>名寄せ・突合による 情報の正確で迅速な確認</p>	<ul style="list-style-type: none">行政における個人番号を利用した業務・システム見直し行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底法人番号を利用した法人ポータルの構築

以下の5分野へマイナンバー利用範囲の拡大等を検討。①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

マイナポータル(利活用イメージ)



税・社会保障分野での活用

具体的ユースケース	概要	課題・タイムスケジュール
適正・公平な課税	資料情報制度(法定資料)を活用し、所得把握の向上により不正・過少申告などを防止	事業所得・不動産所得の把握には限界 税法で随時付番範囲が拡大 18年から預貯金への付番
社会保障負担・給付の公平化・効率化	世帯合算所得や資産を把握し、社会保障負担・給付の公平化を図るとともに、社会保障給付の効率化につなげる	生活保護・年金などの手続きで、付番された預貯金情報の活用が行われる 今後は介護保険などにも範囲拡大か？
今後の検討		
申告手続の簡素化・自主申告への道	確定申告に必要な自己の証明書情報等(生命保険料支払情報等)をポータル経由で入手し、e-Taxに自動転記し、申告	電子私書箱とマイナポータルの活用法について検討が必要。医療費支払い情報が入れれば医療費控除に活用できる。 e-Taxの簡素化も必要。
給付付き税額控除(消費税還付制度)	番号により正確な所得把握を実現することを前提に、低所得世帯に消費税増税分を給付	国で制度設計と財源確保を行い、自治体で給付。 2017年4月から消費税率10%へ引き上げ
金融所得に係る申告手続の簡素化	複数の金融機関に開設した特定口座間の損益通算を実現する。	複数の特定口座間での名寄せ・損益通算の仕組みの実現が課題。預貯金口座の付番と関連。
法人番号の消費税インボイスへの活用	消費税インボイスが導入される場合には、法人番号が活用される	消費税議論の中で決定される。軽減税率の導入と関連。

適正・公平な課税

番号

ユースケースやサービスの概要

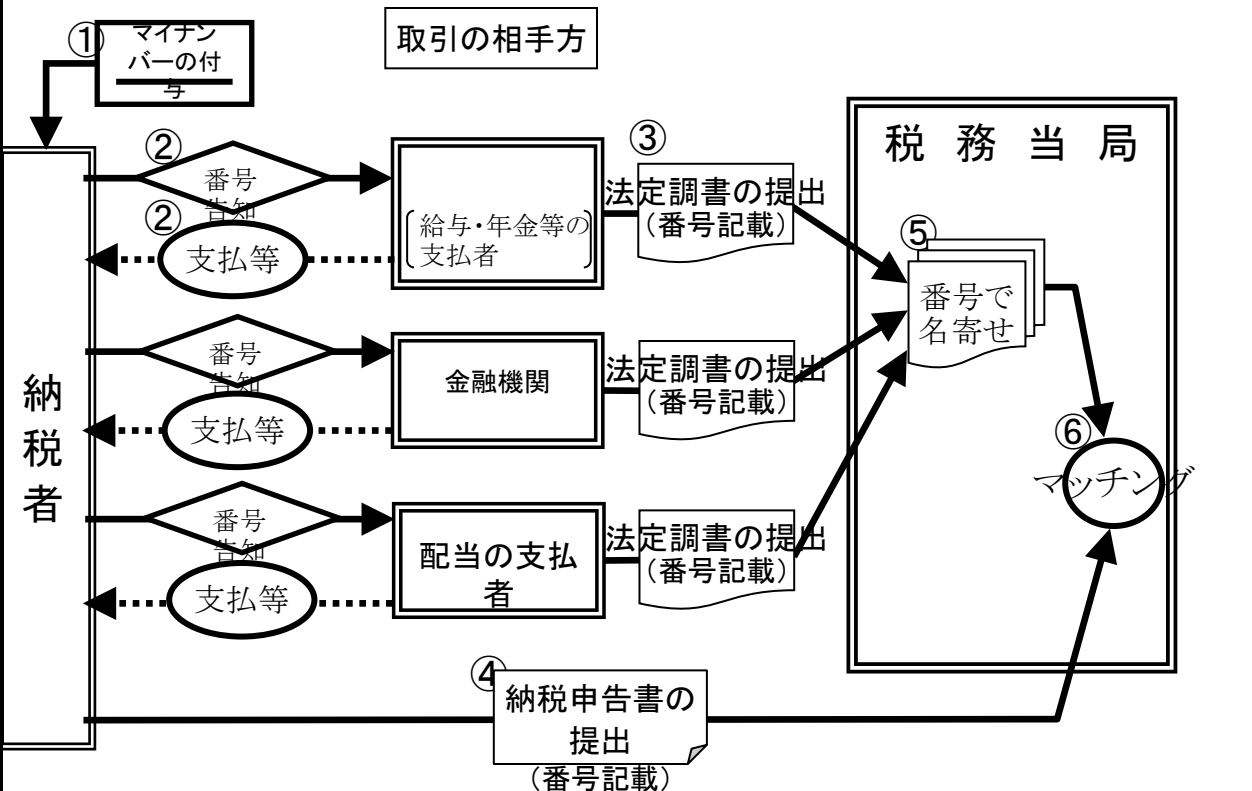
特徴

マイナンバー制度の導入により、法定調書の名寄せや納税申告書とのマッチング効率的かつ正確に実施できるので、所得についての正確性が向上する。

資料情報制度とは、税務当局が、納税者からの情報と、その取引相手からの情報を付き合わせる(マッチングする)ことにより申告の正確性をチェックする制度

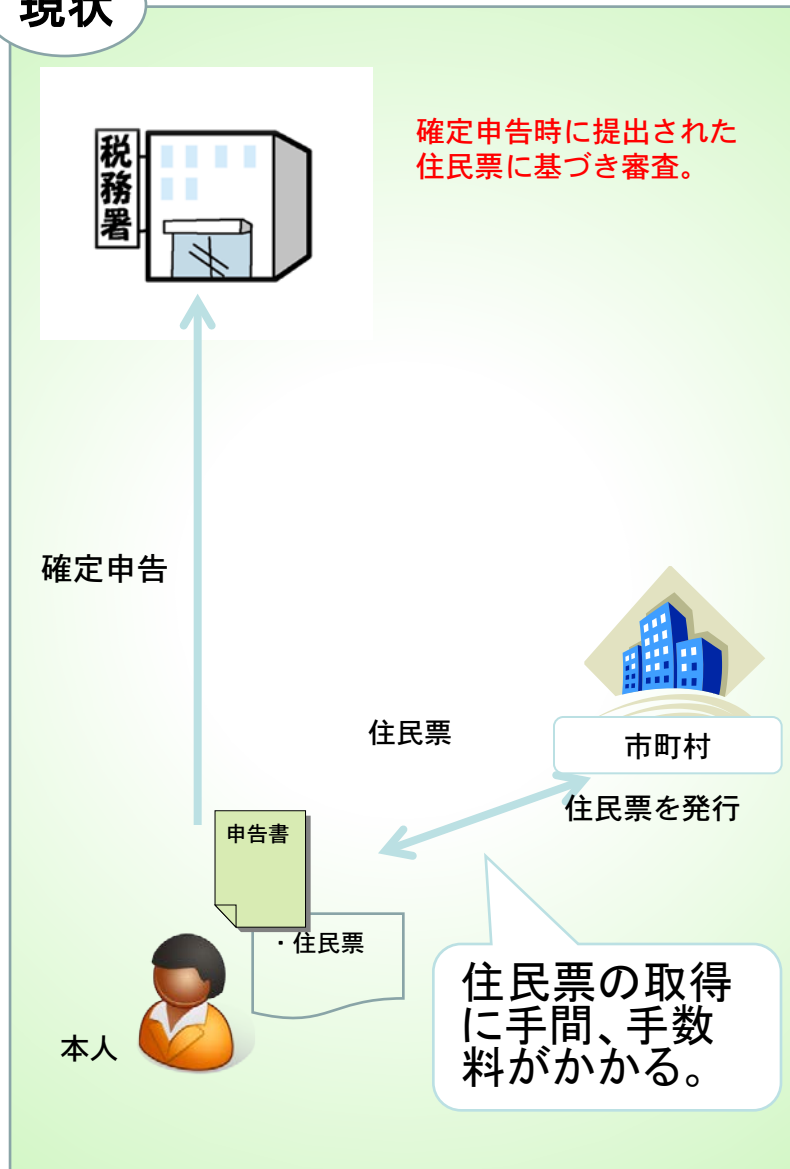
課題・今後の検討テーマ

正確な所得の把握を実現するために、今後法定調書の拡充が検討される。18年から預貯金口座への付番(任意)が始まる。ただし、事業所得・不動産所得の正確な把握には限界がある。

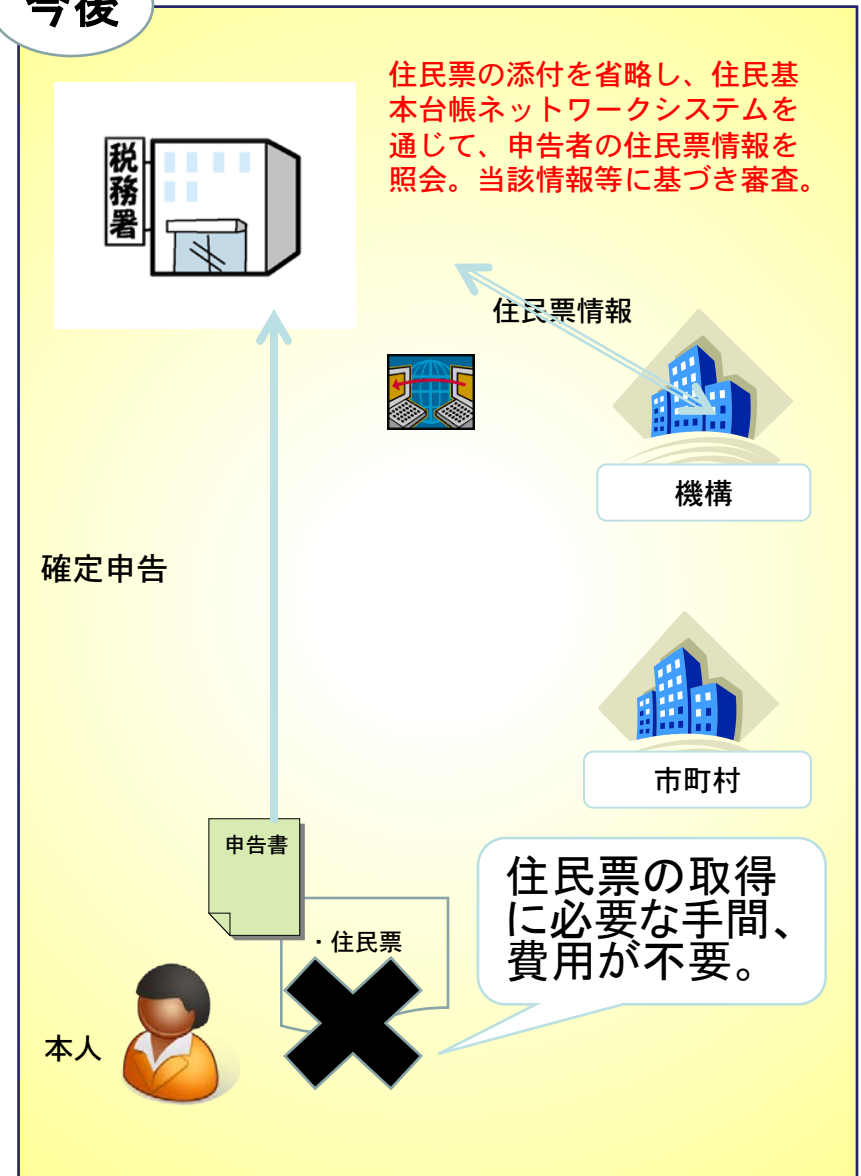


確定申告時の添付書類(住民票)の削減

現状



今後

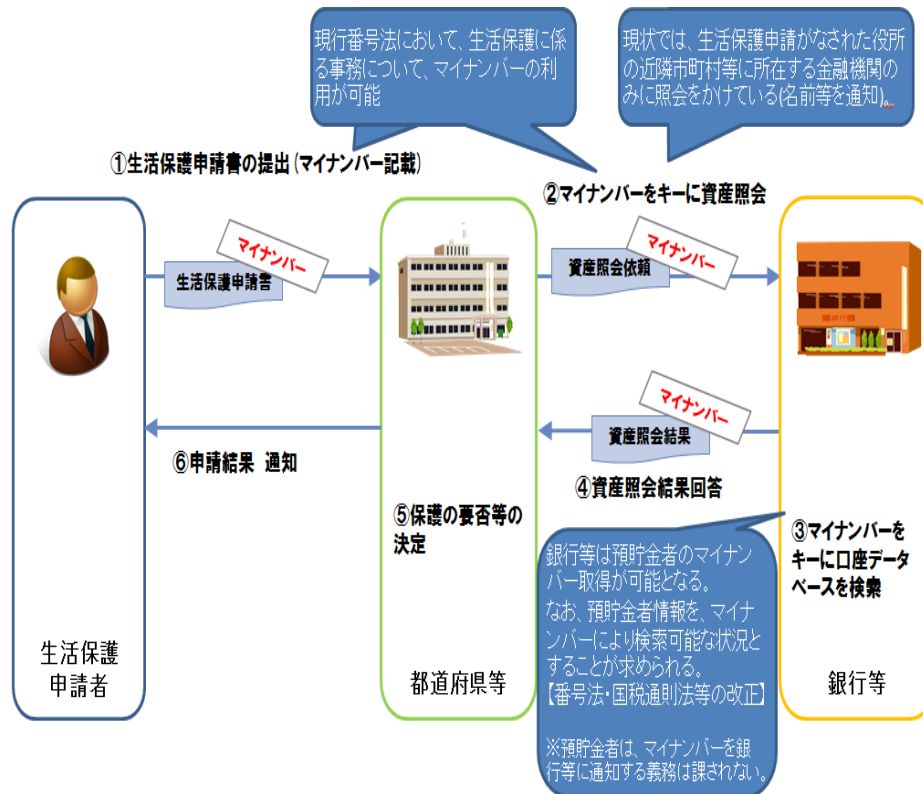


社会保障負担・給付の公平化・効率化

番号

ユースケースやサービスの概要

銀行等は預貯金者のマイナンバー取得が可能となり、生活保護手続きに係る資力調査(銀行への口座残高照会)を効率化することができる。



特徴

社会保障の効率化は安倍政権の大きな課題であり、番号を活用した所得・資産調査の必要性が高まる。年金分野でも預金口座情報が番号付きで活用される。

課題・今後の検討テーマ

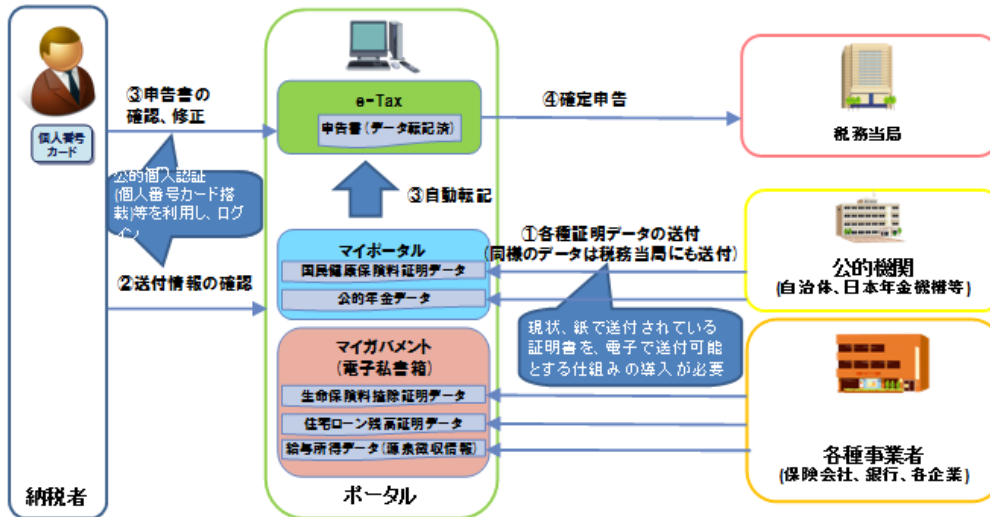
社会保障には原則所得や資産の基準が付せられており、今後マイナンバーにより世帯所得や資産(所得)の正確な把握を進めていくことが予想される。例えば、介護保険、高額医療などの分野への活用が想定される

記入済み申告制度

番号・カード
ド・ポータル

ユースケースやサービスの概要

生命保険料控除証明書や住宅ローン残高証明書、源泉徴収票等、確定申告に添付している証明書情報をポータル経由で入手すると、e-Taxに自動転記され内容を確認するだけで簡素に申告できる制度



特徴

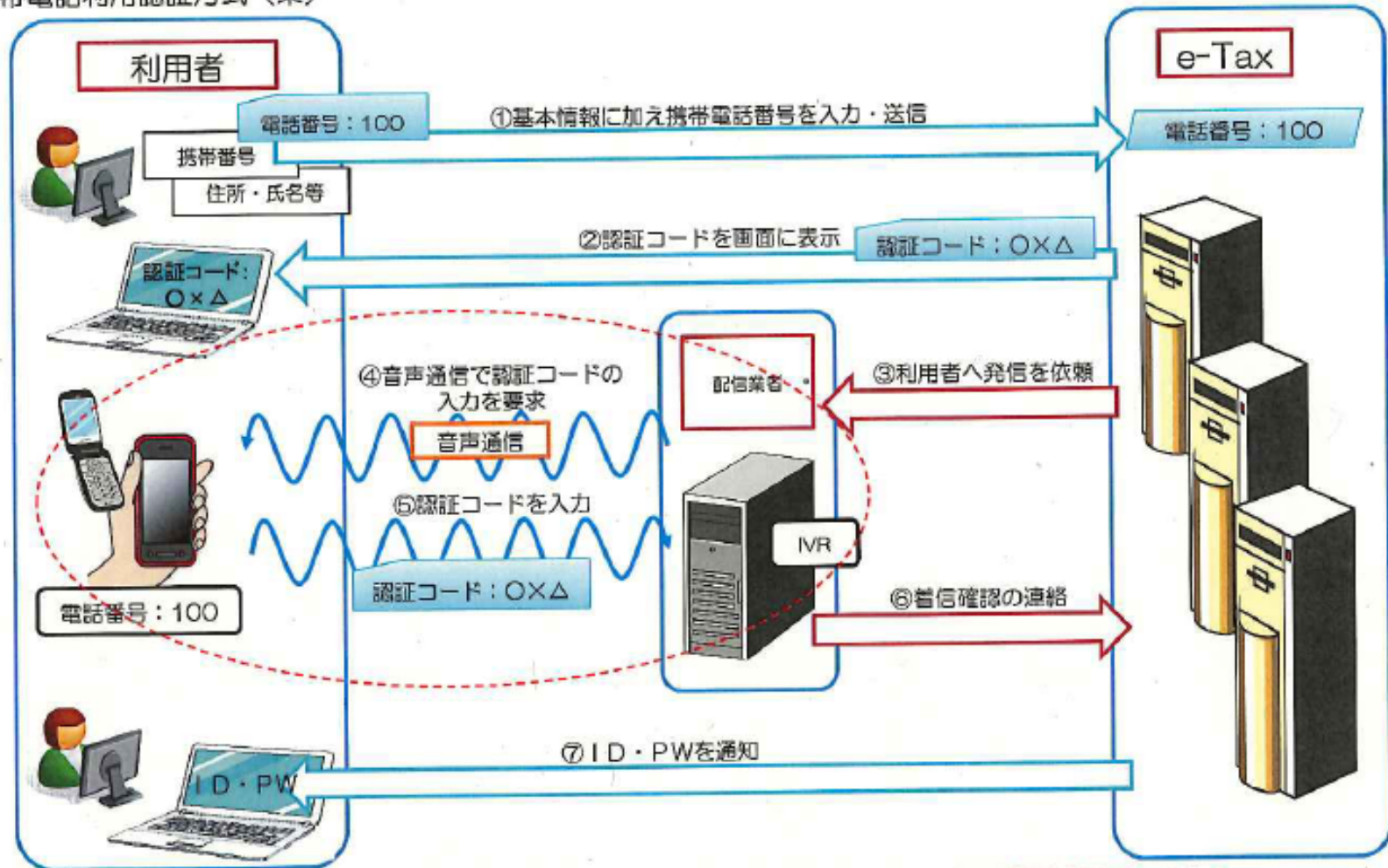
- 「記入済み」の申告書の内容を確認し、追記・確定するだけで申告が済むため、納税者の申告書作成負担が軽減されるメリットがある。
- ポータルへの情報提供により証明書の本人交付義務が不要となれば、事業者負担の軽減にもなる。

課題・今後の検討テーマ

- 電子私書箱とマイガバメントの活用法について検討が必要。
- 医療費支払い情報の入手が可能になれば、医療費控除に活用できる。
- e-Taxの簡素化も必要。
- 将来的には、年末調整に代え、選択的に自主申告できる制度も可能になる。

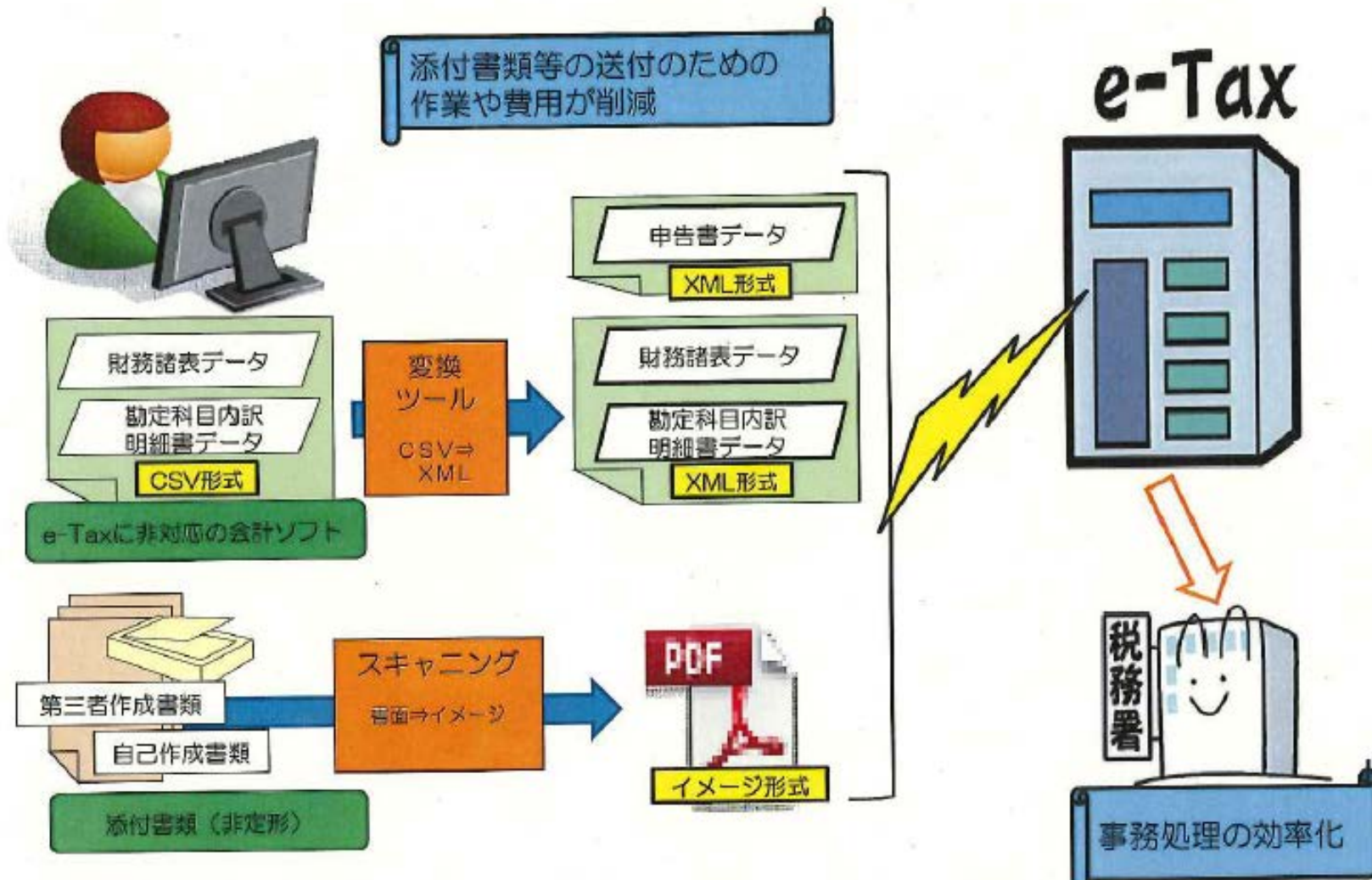
(7) e-Taxにおける新たな認証方式の導入

携帯電話利用認証方式（案）



※携帯電話は「携帯電話不正利用防止法」に基づき、購入の際に本人確認が義務付けられている

(8) 添付書類等のイメージデータ等による送信及びデータ変換



給付付き税額控除(消費税還付制度)

番号・カード・ポータル

ユースケースやサービスの概要

2017年4月の消費税率10%への引上げ時には、低所得者対策として、軽減税率か給付付き税額控除(消費税還付)の検討が法定されている。軽減税率は事務コストの問題などから反対が多く、マイナンバーの活用による給付付き税額控除の検討が進む可能性がある。

給付付き税額控除の案(筆者作成)
所要財源3100億円

世帯年収	300万円未満	300~400万円
大人	2万円 (864万人)	1万円 (819万人)
子供	2万円 (140万人)	1万円 (225万人)

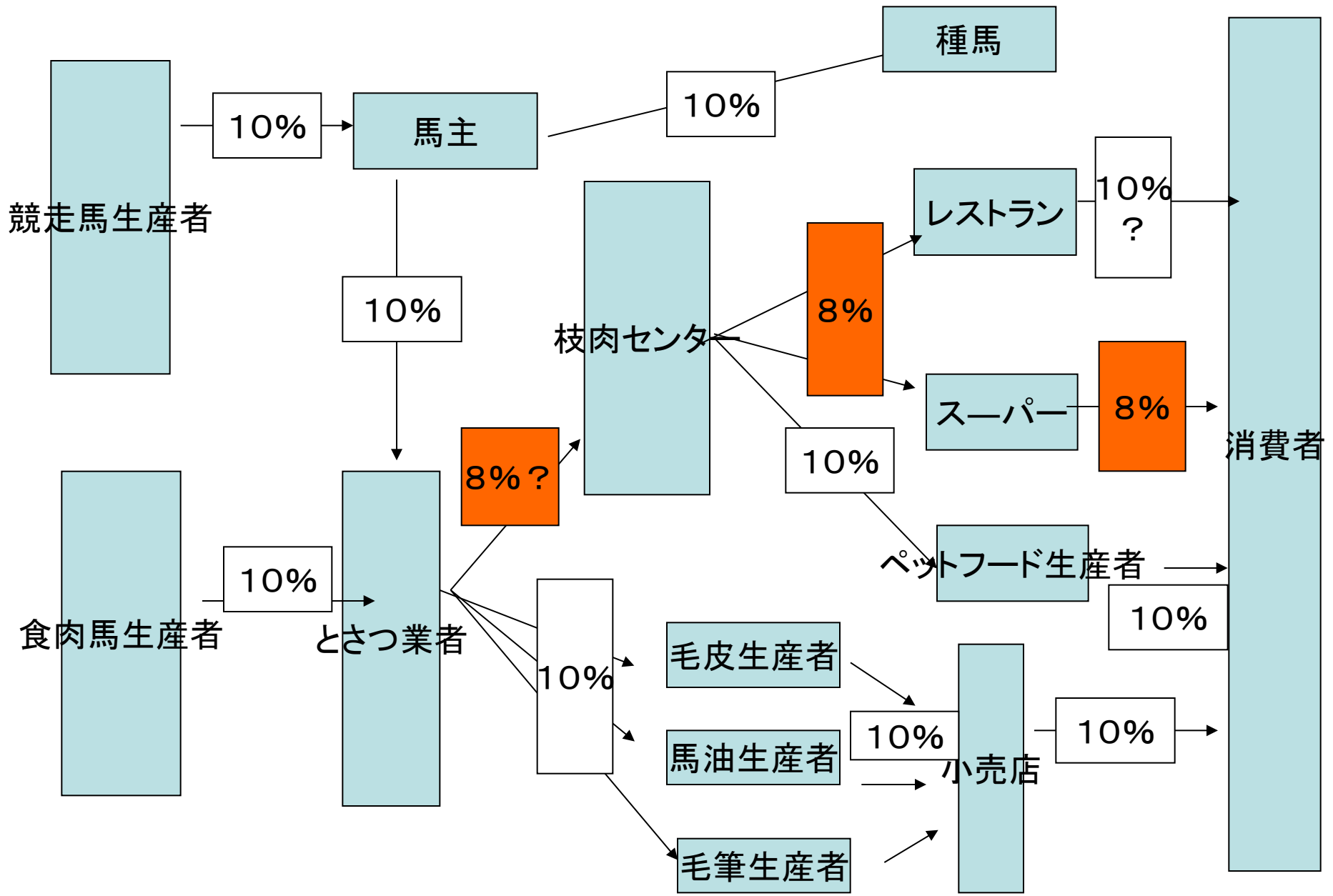
特徴

マイナンバーを活用して正確な世帯所得を把握し、低所得世帯に、基礎的な食料支出にかかる消費税分を社会保障給付する制度で、カナダなどで導入されている。

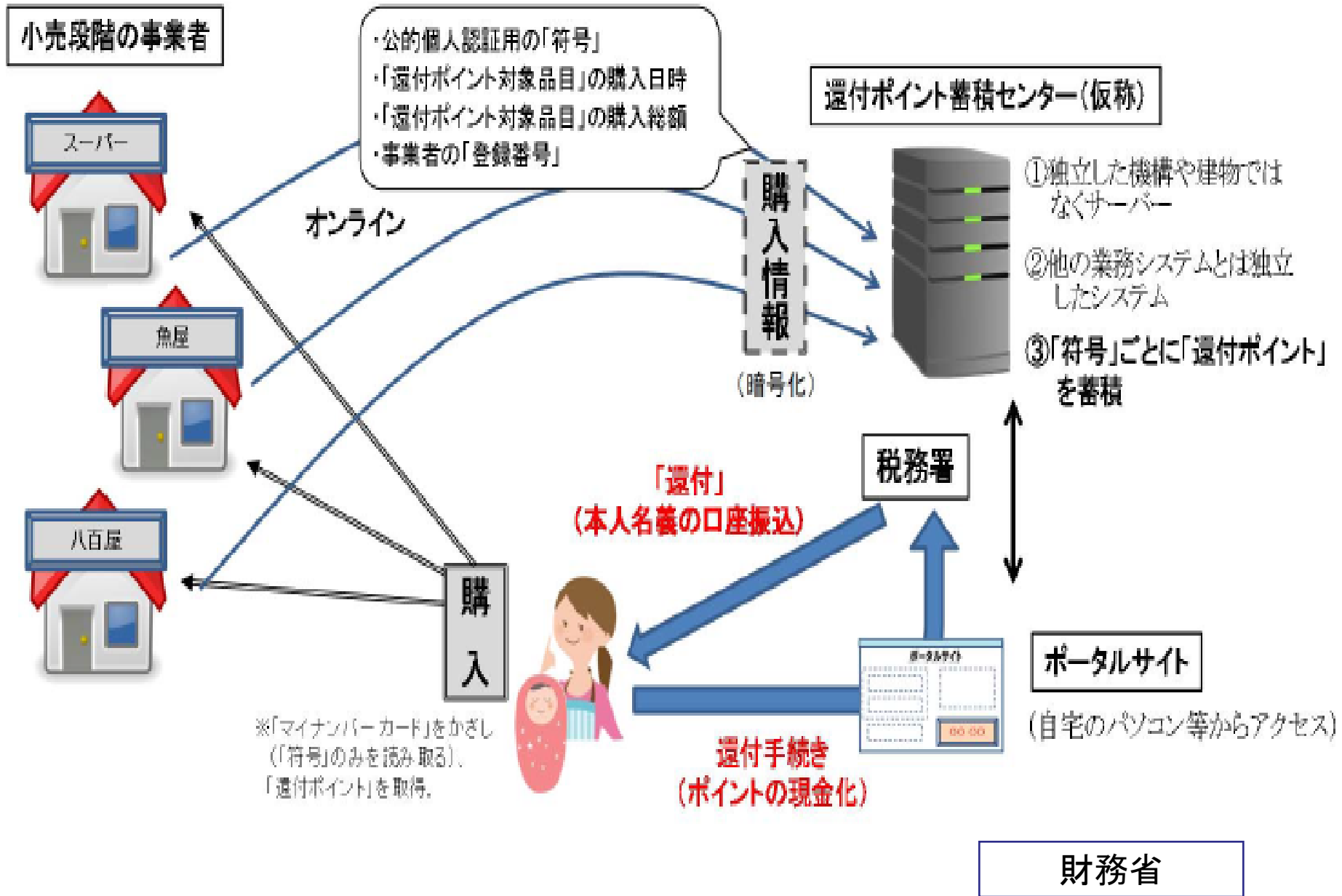
課題・今後の検討テーマ

2017年の消費税率の引上げに間に合うよう、給付付き税額控除の具体的な制度を国で設計する必要がある。
消費税率8%時に導入された「簡素な給付措置」は、国が財源を確保し地方自治体が給付実務を行う内容だが、給付付き税額控除も同様の制度にすることが現実的。

馬の生涯と軽減税率



「日本型軽減税率制度」(案)の仕組み(イメージ)

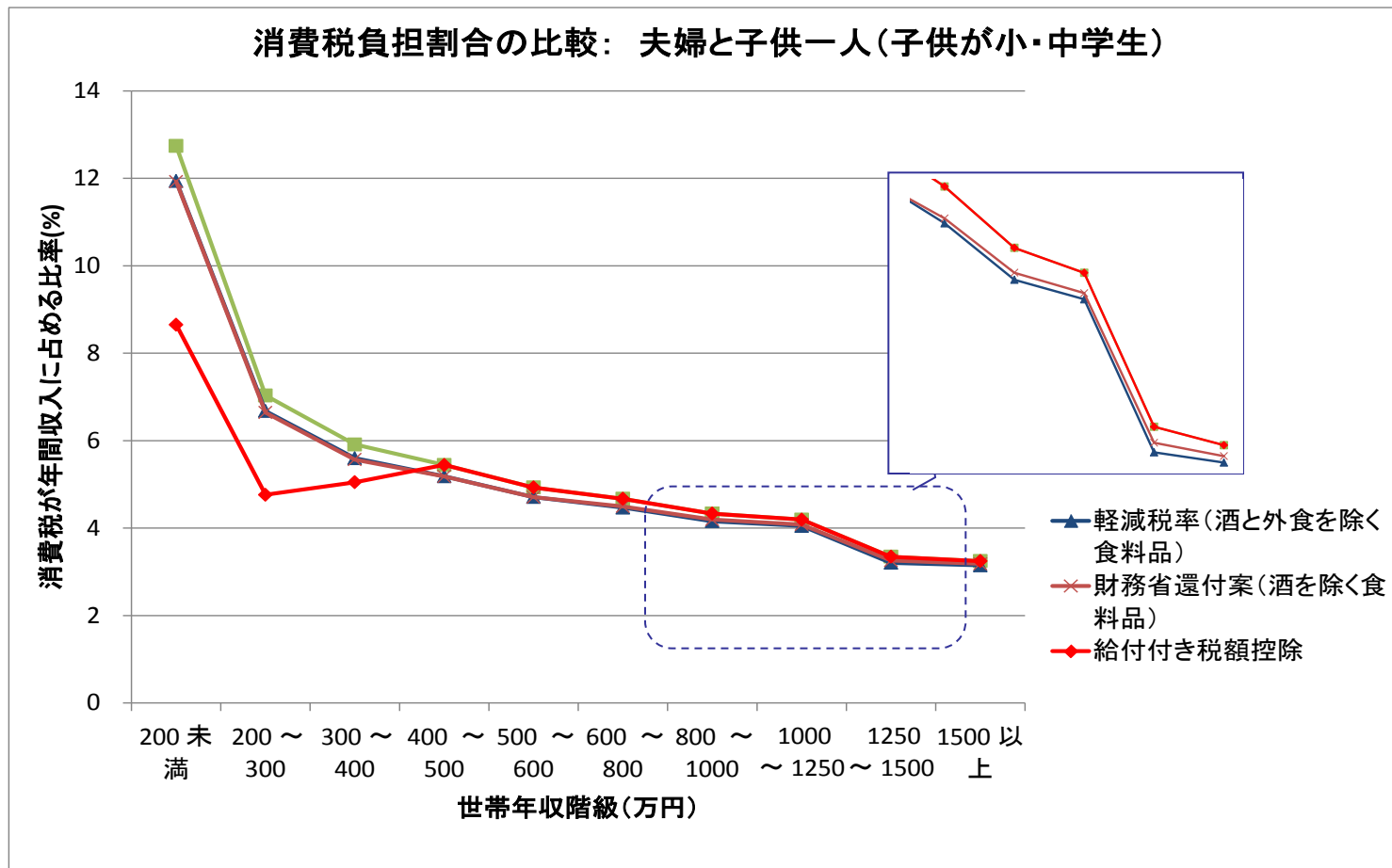


比較表

	軽減税率	日本型軽減税率 (財務省案)	給付(消費税還付)	簡素な給付措置 (14年～現在)
対象	全ての消費者	還付に上限(一人4000円?)	低所得者(例えば収入300万円以下)	低所得者(住民税非課税世帯)
概要	特定の商品について税率を軽減	特定の商品に対する減税分を番号カードで把握し事後的に還付	番号で世帯所得を把握し低所得者に給付(還付) 例えば2万円	一人年間6000円 自治体を通じて給付
メリット	痛税感が緩和される	インボイスの導入がなく事業者の負担が軽減	低所得者だけに還付 事務コストは最小	同左
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者対策ではない(逆進性は緩和されず) ・インボイスの導入などで生産・流通業者すべてに負担 ・対象品目を巡る陳情合戦が起きる(すでに新聞業界など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号カードを活用するなどシステム対応にコストと時間がかかる ・番号利用に国民に抵抗感がある 	きめ細かい対応にはならない (低所得だが資産を多く持つ者へも給付)	きめ細かい対応にはならない (同左)
財源	1.3兆円(酒類を除く飲食) 3400億円(生鮮食料) 400億円(米・みそ・しょうゆ)	5000億円	3100億円	1300億円

収入ごとの負担軽減効果比較： 夫婦と子供一人世帯

- 軽減税率は全世帯の負担がわずかに軽減されるのみであるのに対し、給付付き税額控除は世帯年収の低い世帯の消費税負担を効果的に軽減。



注：消費税率10%を想定。「軽減税率」は酒類と外食を除く飲食料品が対象。2014年度家計調査の結果を用い、飲食料品支出に外食が占める割合を推定して計算した。「財務省還付案」は酒類を除く飲食料品が対象。
 出所：平成21年全国消費実態調査、2014年度家計調査を基に分析

消費税インボイス

法人番号

ユースケースやサービスの概要

消費税インボイスに法人番号の活用が期待される。

No. ○○○○○○○○

請求書(平成30年4月1日)

△△フードサービス 株式会社 様

〇〇スーパー株式会社
事業者登録番号(VATナンバー)

	税抜き価格	適用税率	消費税額	請求金額
4月1日 キャベツ、レタス、人参	3,000	8%	240	
4月1日 ビール(1ケース)	3,000	10%	300	
合計	6,000		540	6,540

特徴

- インボイスとは売り手が買い手に発行する、消費税額を別記した請求書などのことで、消費税の申告税額の計算を确实・容易にするためのツールである。
- 事業者は売り上げと仕入れにかかる消費税額をインボイスを用いて合計し、前者から後者を差し引いて納税額を計算できる。
- 事業者間では税抜きで価格がきまり、消費税額はインボイスにより确实に転嫁が行われる。

課題・今後の検討テーマ

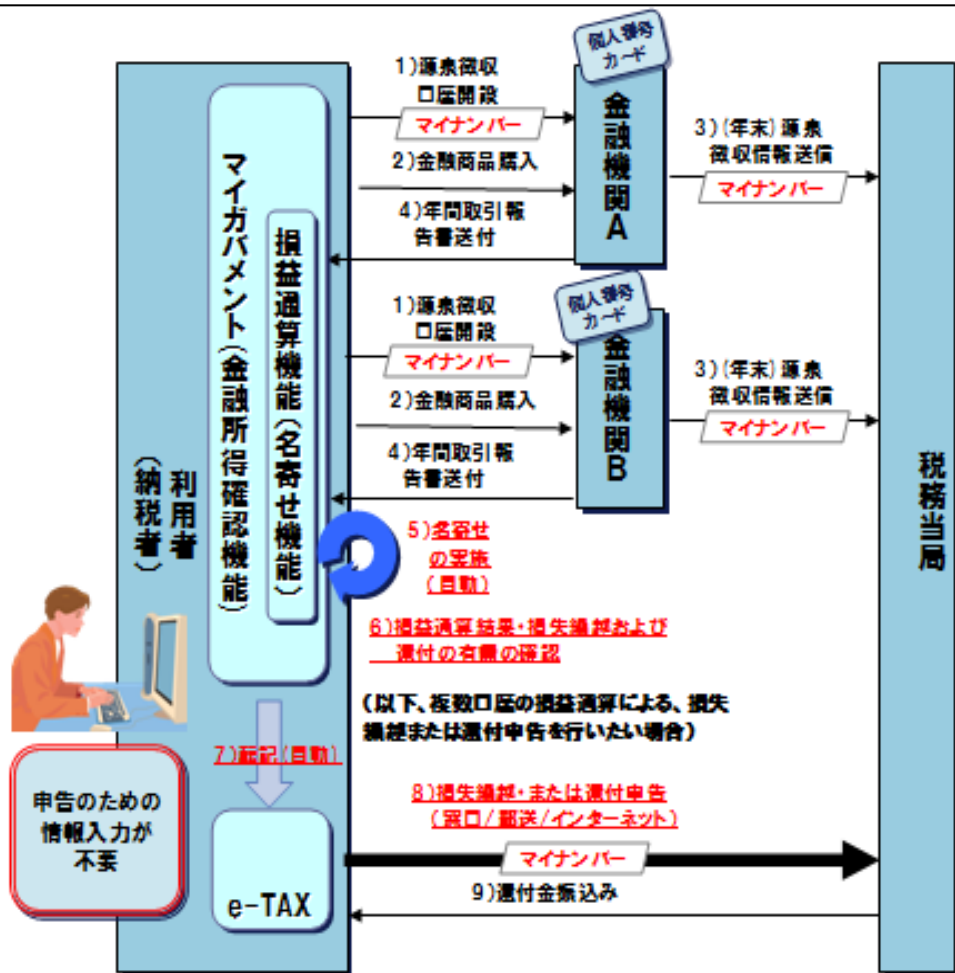
消費税インボイスの導入については、軽減税率の議論と関連しており、現在与党税制協議会で議論が行われている。現段階では事業者からの反対が多いが軽減税率が導入されれば、インボイスの導入は不可欠となる。

金融所得に係る申告手続きの簡素化

番号・カード・ポータル

ユースケースやサービスの概要

異なる金融機関間で損益通算を自動的に行う



特徴

銀行と証券会社など複数の金融機関に開設した特定口座間の損益通算を行うためには、現在税務申告が必要となる。今後、マイナンバー機能を活用し、複数口座間の損益通算が可能になれば、特定口座の申告不要のメリットが享受できる。

課題・今後の検討テーマ

- マイガバメントを整備することにより、複数の特定口座間での名寄せ・損益通算の仕組みを実現していくことが課題
- 預貯金口座の付番とも関連してくる。

マイナンバーが付された預金情報の効率的な利用について（内閣官房提出予定法案）

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる。

（注）内閣官房において関係の法律改正を一括法案として提出する予定。

【行政機関等】

【預金保険機構】



【地方自治体・年金事務所等】

【税務署】



マイナンバー付で
預金情報を照会

【社会保障給付関係法律・預金保険関係法令改正】
マイナンバーが付された
預金情報の提供を求める
ことができる旨の照会規定等を整備
（税務当局は現行法で照会可能）

【マイナンバー法改正】

預金保険機構を、マイナンバー法における「個人番号利用事務実施者」として位置付け、マイナンバーの利用を可能とする
（社会保障給付当局と税務当局は現行法で利用可能）

【銀行等】



【国税通則法改正】

照会に効率的に対応することができるよう、預金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理する義務を課す



【顧客名簿】

預金者名	個人番号	種類	口座番号	残高
〇〇 〇〇	1234 ……	普通	123…	〇〇円
		定期	456…	〇〇円
×× ××	9876 ……	普通	987…	××円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

【番号を告知】



預金者は、銀行等から、マイナンバーの告知を求められる
※ 法律上、告知義務は課されない

【番号を告知】



【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

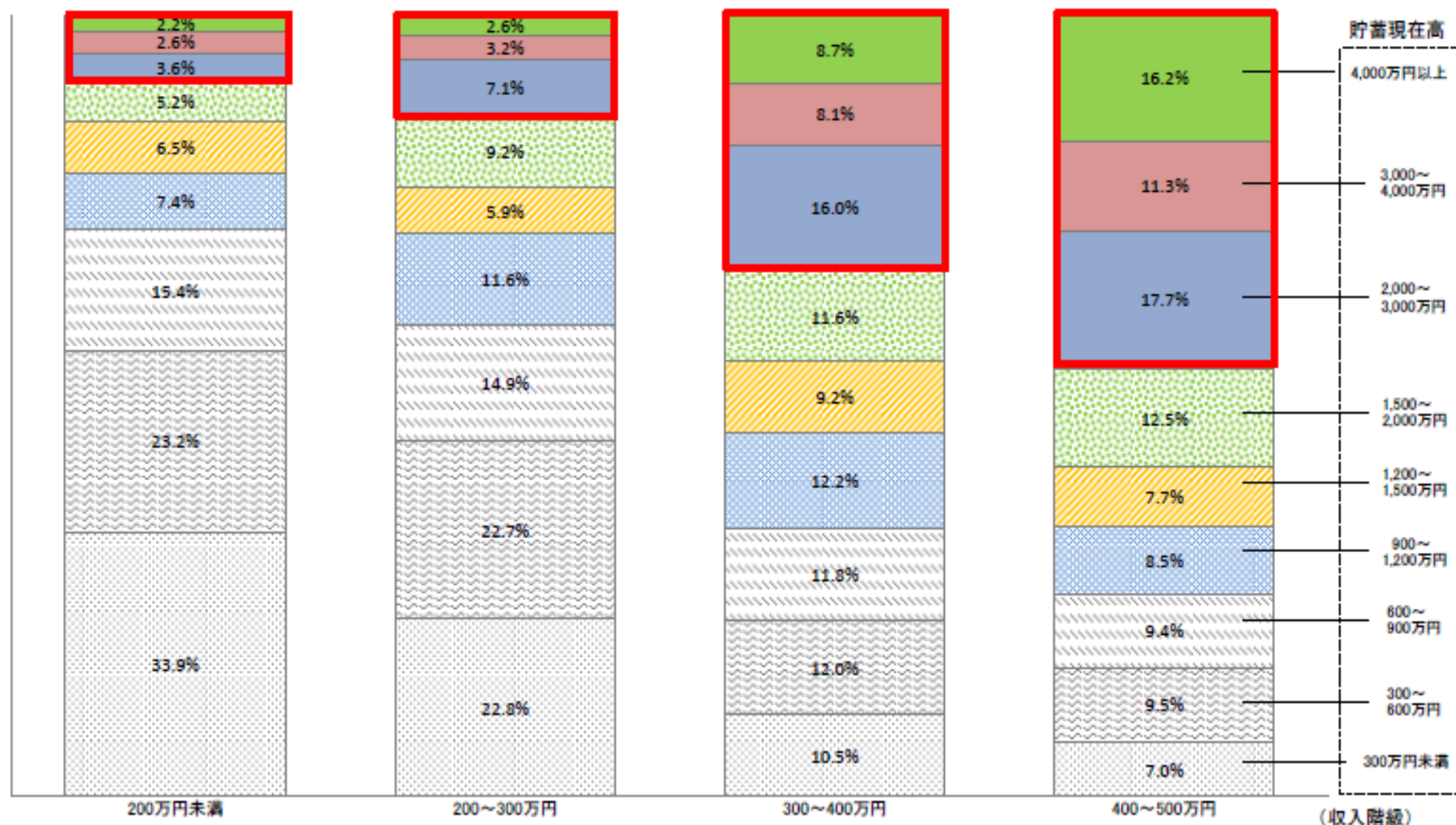
負担能力に応じた公平な負担（総括）

- 世代間・世代内での負担の公平を図るため、年齢や就業先に関わらず、負担能力に応じた公平な負担を求めることが必要。

項目	今後の検討課題	
<p>1. 高齢者の患者負担のあり方 (医療)</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨太2014に基づき、後期高齢者保険料軽減特例は原則的に本則に戻すとともに、きめ細かな激変緩和措置を講ずることを決定。 2014(H26)年度より、70～74歳の定率窓口負担(本則2割→特例1割)について、新たに70歳になる者から、段階的に2割負担に戻しているところ。 <p>(介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015(H27)年8月から、一定の所得以上の者について、利用者負担を1割から2割に引き上げ。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>現役世代と高齢者で差がある高額療養費制度の見直し</u> P40 ➤ <u>後期高齢者医療の窓口負担の見直し</u> P41 (2019(H31)年～) <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2割負担が適用になる前期高齢者について、75歳になった以降も2割負担を維持</u> ・ 2019(H31)年度時点で既に75歳になっている者についても、数年かけて段階的に2割負担への引き上げ ➤ <u>次期介護保険制度改革における負担能力に応じた利用者負担の見直し</u> P42 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用者負担限度額(高額介護サービス費)の見直し</u> ・ <u>2割負担となる対象者の拡大(住民税課税者等)</u> 	<p>全制度を通じ、マイナンバーも活用しつつ、所得だけでなく、高齢者を中心に預貯金等の金融資産も勘案して、負担能力に応じた負担を求める。 (2018(H30)年～)</p>
<p>2. 被用者保険者間における負担能力に応じた負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者支援金について、2015(H27)年度より段階的に総報酬割へ移行する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>前期高齢者医療費納付金への総報酬割の導入</u> P44 ➤ <u>介護納付金(40歳～64歳の介護保険料)を人头割から総報酬割へ</u> P45 <ul style="list-style-type: none"> ※ 社会保障改革プログラム法に規定された検討事項 ➤ <u>被用者保険の統合も視野に入れた取組み(中期的課題)</u> 	
<p>3. 高所得者に対する年金給付のあり方の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>現役世代と比べて遜色のない一定の所得を得ている高齢者について、国庫負担相当分の年金給付の支給を停止</u> P46 <ul style="list-style-type: none"> ※ 社会保障改革プログラム法に規定された検討事項 	

(参考) 夫婦高齢者世帯の収入階級別の貯蓄保有状況

○ 基本的には高収入であるほど貯蓄が多い傾向にあるが、相対的に収入が少ない高齢者世帯であっても、一定の貯蓄（例えば2,000万円以上の貯蓄）を有する世帯は一定程度存在する。



(注) 夫婦高齢者世帯とは、65歳以上の夫婦のみの世帯を指す。

「個人番号の利用範囲拡大の検討状況について」（2014年11月11日マイナンバー等分科会）

① 戸籍事務

法務省において有識者らによる「戸籍制度に関する研究会」を本年10月29日に立ち上げ、今後、平成28年2月以降の法制審議会への諮問を目指して検討を進める。

② 旅券事務

戸籍事務でマイナンバーが利用されるのであれば、旅券申請時に申請者が戸籍謄(抄)本を提出する必要がなくなることから、国民の利便性の向上と旅券事務効率化に資するものと考えており、戸籍事務でのマイナンバーの利用に向けた法務省の検討状況も踏まえつつ、引き続き外務省を中心に検討を進める。

③ 預貯金付番

内閣官房を中心に、マイナンバー法の改正を行う方向で関係者間で具体的な調整を行っているところ。仮に、関係者間の調整が整えば、来年の通常国会での必要な法整備を視野に準備を進める。

④ 医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務

厚生労働省において、有識者らによる「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」を本年5月30日に立ち上げ、必要性や具体的な利活用場面等について議論を行っている。今後、年末までに一定のとりまとめを行う予定。

⑤ 自動車の登録等に係る事務

平成28年1月に予定されている個人番号カードの導入に併せ、OSSにおいて同カードを利用(本人確認機能)した申請を可能とする。さらに、他の利便性向上策についても、マイナンバーの利用範囲の拡大のタイミングに併せ、関係省庁の検討状況も踏まえつつ、国土交通省を中心に検討を進める。

財産債務調書(平成27年分以降の確定申告)

(1) 提出基準

その年分の所得金額が2千万円超で、かつ 次の①又は②を満たす者

- ① その年12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上
- ② その年12月31日において有する有価証券等の価額の合計額が1億円以上、つまり、平成27年度より創設される「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」の対象資産である有価証券若しくは匿名組合契約の出資の持分などを含む。

(2) 記載事項

財産の種類、数量及び価額のほか財産の所在、有価証券の銘柄等。(国外財産調書の記載事項と同様)

また、国外にある財産についても記載が必要。記載すべき財産の価額は時価(見積金額とすることも可)。有価証券等については、取得価額の記載も必要。

(3) 過少申告加算税等の特例(新設)

財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置

なお、所得金額には、上場株式等の配当及び株式等の譲渡による所得のうち、確定申告をしないことを選択したものは含まないが、確定申告を選択した場合で所得金額が2千万円を超えれば提出する必要がある。

「国外財産調書制度」のあらまし

制度の趣旨

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、平成 24 年度税制改正において、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく仕組みとして、「国外財産調書制度」が創設され、平成 26 年 1 月から施行されています。

制度の概要等

◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の 3 月 15 日までに提出しなければなりません。

（注 1）「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が 5 年以下である方をいいます。

（注 2）「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」とこととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

- （例）「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在
- ・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在
- ・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

◎ 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

（注） 国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している法令解釈速達や FAQ でご確認ください。

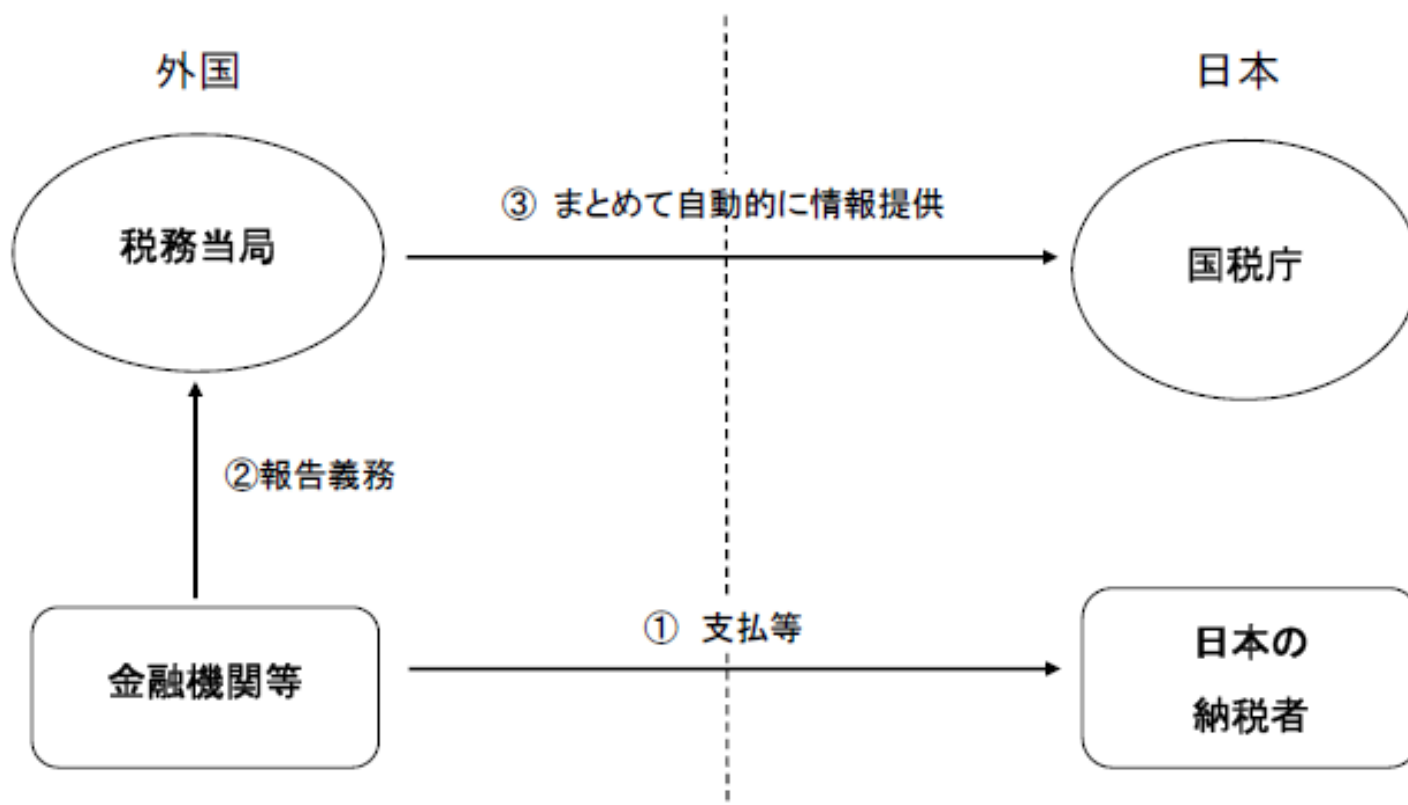
◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）に加え、国外財産調書の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注） 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、それ以外の用に供することをいいます。

自動的情報交換 (Automatic Exchange Of Information)

- 自動的情報交換とは、相手国の納税者が行う取引等の税関連情報を、相手国税務当局に対し、まとめて自動的に提供する仕組み。
- 日本の国税庁は、毎年、数十万件の情報を外国税務当局と交換している。
(注:2012年度実績:提供9.1万件、受領13.8万件。)
- 現在OECDにおいて、自動的情報交換の国際基準を策定する作業が進められている。



未来を拓く マイナンバー

制度を使いこなす事業アイデア

森信 茂樹
[編著]

野村資本市場研究所
「マイナンバー活用の可能性」
研究会

第一線の実務者が提言する マイナンバー制度の可能性！

- マイナンバー
- マイナンバーカード
- マイナポータル
- 法人番号

マイナンバー制度
できることは…

未来を拓くマイナンバー

制度を使いこなす
事業アイデア

森信 茂樹 [編著]
野村資本市場研究所
「マイナンバー活用の可能性」
研究会

中央経済社



未来を拓く マイナンバー

制度を使いこなす事業アイデア

森信 茂樹
[編著]
野村資本市場研究所
「マイナンバー活用の可能性」
研究会

目次

- 第1章 はじめに
- 第2章 マイナンバー制度活用のすすめ
- 第3章 マイナンバー制度活用で
何ができるか
 - 第1節 税・社会保障制度
 - 第2節 奨学金制度
 - 第3節 証券・金融
 - 第4節 医療・健康
 - 第5節 法人番号

- 第4章 地方公共団体における
マイナンバー制度の利活用
- 第5章 マイナポータルの民間利活用
- 第6章 マイナンバー制度を官民共通の
社会基盤とするために
- 第7章 マイナンバー制度の展望

中央経済社 ● 定価 本体 ,000円+税